

財計第1835号
平成20年4月1日

農林水産大臣 殿

財務大臣 額賀 福志郎

特別会計に関する法律施行令附則第81条の規定に基づく協議について

平成20年4月1日付20農振第2号をもって協議のあった標記のことについては、異存がない。

20農振第2号
平成20年4月1日

財務大臣 額賀 福志郎 殿

農林水産大臣 若林 正俊

**食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定に帰属する権利義務の範囲
及び帰属の時期について**

特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「法」という。）附則第230条第4項ただし書の規定により、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定（以下「国営土地改良事業勘定」という。）に帰属する権利義務の範囲及び帰属の時期を下記のとおり決定したいので、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）附則第81条の規定により協議する。

記

1 歳入関係

(1) 収納未済金について

法附則第229条第1項に規定する暫定国営土地改良事業特別会計の未完了借入事業（法附則第230条第1項に規定する未完了借入事業をいう。）の工事（以下本協議において「未完了借入事業対象工事」という。）に係る債権で、平成19年度に調査決定したもののうち、出納整理期限の平成20年4月30日までに歳入に収納済とならなかった収納未済金については、平成20年5月1日に、平成18年度以前に調査決定したものに係る収納未済金については、平成20年4月1日に、国営土地改良事業勘定に帰属するものとする。

(2) 返納金債権について

未完了借入事業対象工事に係る平成19年度の歳出の返納金債権で、平成20年4月30日までに戻入に至らなかったものは、平成20年5月1日に国営土地

改良事業勘定に帰属するものとする。

(3) 負担金について

未完了借入事業対象工事に係る平成19年度以前の負担金（土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条に規定する負担金をいい、以下本協議において「負担金」という。）のうち、当該未完了借入事業対象工事に要する費用の財源に充てた借入金に対応しない負担金で債権が発生している負担金は、平成20年4月1日に国営土地改良事業勘定に帰属するものとし、債権が発生していない負担金は平成20年4月1日に国営土地改良事業勘定に帰属したものとして整理するものとする。

(4) 納期の到来しない債権（負担金に係るものは（3）による。）について

未完了借入事業対象工事に係る平成19年度以前に発生した債権で調査決定未済のもの（履行延期の特約等をしたものを含む。）は、平成20年4月1日に国営土地改良事業勘定に帰属するものとする。

2 歳出関係

(1) 小切手の償還請求に係る債務について

未完了借入事業対象工事に係る平成19年度以前の歳出から振り出した小切手の償還請求に係る債務は、当該償還請求のあったときに、国営土地改良事業勘定に帰属するものとする。

(2) 過年度支出について

未完了借入事業対象工事に係る平成18年度以前の歳出として支出すべきもので、平成18年度までに支出をしなかったため過年度支出として支出を要すべき債務は、平成20年4月1日から国営土地改良事業勘定に帰属するものとする。また、平成19年度の歳出として支出すべきもので、出納整理期限の平成20年4月30日までに支出をしなかったための同上債務は、平成20年5月1日から国営土地改良事業勘定に帰属するものとする。

(3) 国庫債務負担行為について

未完了借入事業対象工事に係る平成19年度以前の国庫債務負担行為のうち平成20年度以降の歳出予算で支出が行われるものは、平成20年4月1日に国営土地改良事業勘定に帰属するものとする。

3 物品関係

平成20年3月31日において、各地方農政局及び北海道開発局（開発建設部等を含む。）等で管理している物品で、未完了借入事業対象工事に係るもの（寄託中又は貸付中のものを含み、借受中のものを除く。）は、平成20年4月1日に国営土地改良事業勘定に帰属するものとする。

4 その他の権利及び義務

前各号に掲げるもののほか、未完了借入事業対象工事のために使用されている土地又は建物の借受け、物品の寄託若しくは貸付け又は借受けその他の権利又は義務で平成20年4月1日以後、引き続き、当該権利義務関係が存続するものは、平成20年4月1日に国営土地改良事業勘定に帰属するものとする。